

健全化判断比率・資金不足比率とは、家計のやりくりに例えると、日々の生活における収入と支出の状況や、現在の借金と貯金のバランスを現したものです。地方公共団体の財政状況の健全性を確認するための目安だとお考えください。

財政指標って？

平成27年度決算に基づく

「財政指標」を公表します



【用語解説】

①実質赤字比率

自治体の収入に対する一般会計などの赤字割合です。
 ＊1年間の収入と支出の結果で、赤字だったのか・黒字だったのかを判定します。

②連結実質赤字比率

自治体の収入に対する全会計の赤字割合です。
 ＊全会計の1年間の収入と支出の結果で、赤字だったのか・黒字だったのかを判定します。

③実質公債費比率

→前ページ参照。

④将来負担比率

自治体の収入に対する外郭団体なども含めた将来的に負担が見込まれる負債（借入金残高等）の割合です。
 ＊借入金残高や基金の状況などをもとに将来の負担が収入に対してどの位の割合なのかを判定します。

■健全化判断比率

(単位：％)

指標名	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－	12.27	20.00
②連結実質赤字比率	－	17.27	30.00
③実質公債費比率	6.8（12位）	25.0	35.0
④将来負担比率	18.5（12位）	350.0	

※①②については実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「－」としています。
 ※一般会計と公営事業会計を含めた全会計の歳入と歳出の差引額（連結実質収支額）は、83億4,823万6千円の黒字となっています。
 ※③④健全化判断比率の（ ）内は県内41市町中での順位です。

■資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	20.0
地方卸売市場特別会計	－	20.0

※資金不足比率とは、水道・下水道などの公営企業会計の資金不足額の料金収入規模に対する割合です。
 ※資金不足が生じていないため、「－」としています。

丹波市の平成27年度決算に基づく「健全化判断比率」および「資金不足比率」は、上記のとおりすべて適正な水準となりました。収支面では健全性を維持することができたと言えますが、今後も経常収支比率および実質公債費比率などの指標の動向に注意し、引き続き健全な財政運営に取り組みます。

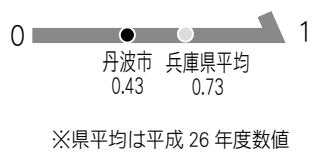
この指標のうち、一つでも基準を超過すると、財政健全化計画の策定や外部監査を義務付ける「早期健全化団体」に移行します。さらに悪化すると、破たん状態の「財政再生団体」となり、事実上国の管理下に置かれます。

地方公共団体の財政状況の健全性を確認するための指標である「健全化判断比率」および「資金不足比率」は毎年度算定し、監査委員の審査を受けます。その意見を付けて議会に報告し、市民のみなさんに公表します。

引き続き健全な財政運営に取り組みます

地方公共団体がどれくらい自力で財源を調達できるかを示すもので、数値が「1」に近づくほど裕福な財政とされています。
 ＊「1」を超えると独自の収入が十分あり、普通地方交付税が交付されない団体となります。

財政力指数 [0.43]



貯金（基金）1人あたり22万円

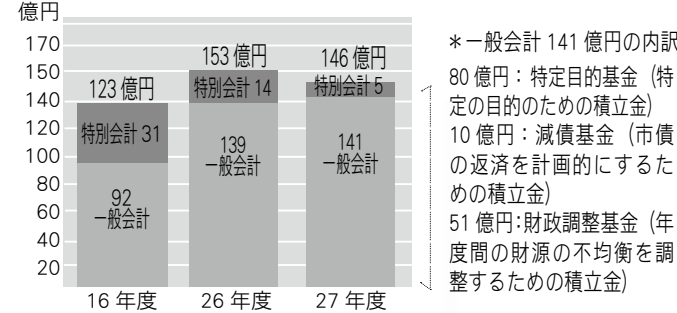
総額 146 億 3,183 万円

＊家庭での貯金と同じく、市でも目的に応じて貯金をしています。貯金全体の残高は、市発足時(平成16年度)より約23億円増えています。

数字で見る 丹波市の財政力



◇基金残高

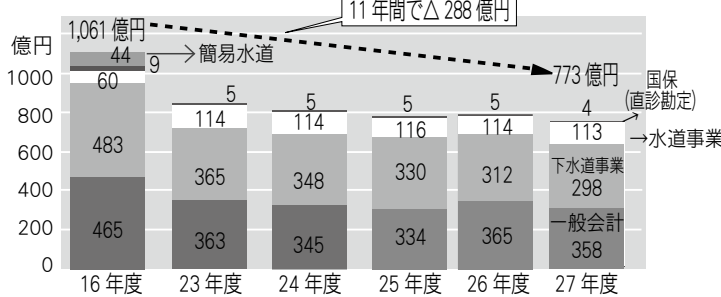


借金（市債）1人あたり116万円

総額 772 億 5,415 万円

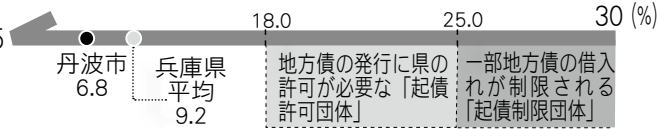
＊大きな事業をするときは、15年・20年などローンを組んで、公債費で長期間計画的に返済します。また、今後の見通しや財政状況などを考慮しながら、繰り上げ償還（返済）をすることもあります。

◇市債残高の推移



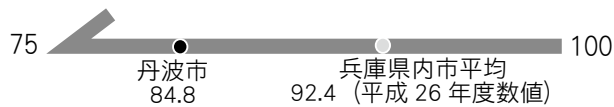
実質公債費比率 6.8 %

＊自治体の収入に対する借金返済額の割合で、特別会計への繰出金のうち借入金返済相当分も含んでいます。家計に例えると、収入に対するローン返済額の割合です。低いほど余裕があり、高いほど苦しい家計（財政）となります。



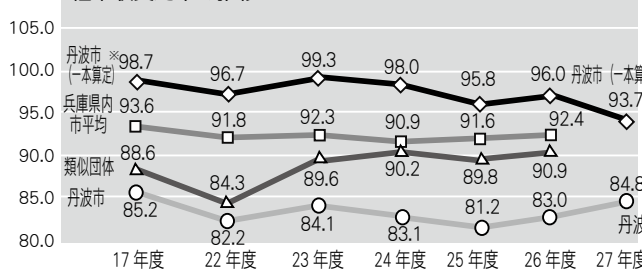
＊丹波市 6.8% 前年度比 1.6ポイント改善
 ＊県内平均 9.2% 平成26年度数値

経常収支比率 84.8%



＊人件費や公債費など、どうしても必要なお金が入金全体のどれくらいを占めているかを表します。家計に例えると、必ず入る収入（給与など）に占める食費や光熱費などの割合にあたります。低いほど余裕がある家計（財政）となり、通常75%以内が理想とされています。

経常収支比率の推移



※一本算定とは、合併した市町村をひとつの自治体として普通交付税を算定することです。なお、合併後の一定期間に限り、一本算定した場合と、合併前の市町村の状態にあるものと仮定した合算額とを比較し、有利な方を採用するのが「合併算定替」です。